

アライグマ

農作物被害対策ハンドブック

なぜ今アライグマ対策が必要なのか…

近年、野生化したアライグマによる農作物被害が問題となっています。このまま生息域が拡大すると、農業被害の増加を始め、生態系の攪乱、人や家畜に対する感染症の発生なども懸念されます。被害の拡大を防止するためには、今すぐの対策が必要となっています。

香 川 県

2010
yuzuru
02010

生態・分布状況

生態

アライグマは食肉目アライグマ科アライグマ属の動物であり、体格は頭胴長が 40~60 cm、尾長が 20~40 cm、肩高が 23~30 cm、体重は 4~10 kg であり、一般に雄は雌より体が大きい。

毛色は灰色から明るい赤褐色まで変化があり、尾には 5~10 本の黒い輪があるのが特徴です。また、顔には両眼を覆う黒い帯があります。

歩行にはかかとを全部つけて歩くため足跡は明瞭に残ります。夜行性の動物で水辺を好みますが、森林、湿地帯から都市部まで広い環境に適応することがわ

かっています。出産は年 1 回で、春 (3~4 月) に 3~6 子を産みますが、妊娠に失敗したり子供が死んだ場合には、夏から秋に再度交尾・出産することもあります。

食性は、雑食性であり、小型哺乳類、野鳥及びその卵、魚類、カエル、昆虫類等から、多様な植物の果実まで広範囲にわたりますが、夏には主に動物質、秋には植物質を多く摂取します。特にトウモロコシや魚が好物であり、寿命は、野生では 5 年程度、飼育されているものでは 13~16 年程度生きるものもいます。



アライグマの特徴

- ヒゲは白い (タヌキは黒)
- 指は 5 本に分かれている



- 尾には 5~10 本の黒い輪 (個体によっては、褐色で縞が不明瞭なものもある)
- 体重約 4~10 kg

← 約 60~100 cm →

被害状況

香川県内においても、アライグマによる農業被害は増加傾向にあります。今は、被害のない地域であっても、今後アライグマの移動により被害が拡大する恐れがあるので注意が必要です。

アライグマの被害の特徴としては、家庭菜園

のスイカ、トウモロコシの食害が最も大きい傾向にあり、最近では、ハウスのイチゴやブドウにも被害が出ています。

また、農作物の食害以外にも水稻の苗を倒したり、ハウスの被覆資材を破いたりという被害も発生しています。

農作物被害



穴をあけ、手を入れて中身を食べる



食べ尽くされたブドウの房



ブドウの袋を手で破る



ブドウの棚の上にブドウを引き上げ食べる

アライグマの痕跡



水田についた足跡



厚手のビニール資材を破いた跡

農業被害防止対策

農業被害を効果的に防止するために

被害を大きくしない、棲息域を広げさせないためには「発生初期」に対応することが重要です。そのためには、まずアライグマとはどんな動物か（生態や特徴、分布情報など）を知り、発生に気づいたらとにかく早く対策をとることが重要です。

被害対策のポイント

- 加害しているのがアライグマかを確認する
- 農作物を食べさせない
- ねぐらをつくらせない
- 効率的に数を減らす

加害しているのがアライグマかを確認する

加害している獣種を、食べ跡（アライグマはスイカの食痕が特徴的）や足跡、目撃により特定する。

獣種	アライグマ	タヌキ	ハクビシン
獣種			
スイカの食べ跡	 500円玉程度の穴をあけ、手を入れて中身を食べる。	 イヌ科なので手が器用ではない。アライグマのようにスイカに手を入れて中身を食べない。	 顔を突っ込んで中身を食べるため、穴が大きくなる。
足跡	 指は5本で細長い アライグマの前足	 指は4本で犬に似ている タヌキの前足の裏	 指は5本 ハクビシンの足の裏

農作物をたべさせない

農地を餌場にしない取組み

- 収穫しない果実、落下した果実や、食べさしの農作物はアライグマのよい餌となります。農地に残さず、簡単にとられないように、埋設など適切に処理しましょう。
- 家庭から出た生ゴミ、廃棄果実を堆肥がわりに農地や庭先などに放置するのはやめましょう。
- 農地周辺にある用水路や排水路などは、アライグマの移動経路になるため、落ち葉や枯れ葉、枯れ枝などを頻繁に清掃するとアライグマが警戒し、利用なくなります。

侵入防止柵

電気柵



注意

アライグマの歩行時目線は地上 5~10 cmと低い。最下段の電線と地面に大きな隙間を作らないようにすること。(特に傾斜地や起伏の多いところでは注意が必要です。)

10 cm間隔で2~3段張る。

ネット + 電線 “登らせて感電させる”



中型動物侵入防止柵「^{はくらく}白落くん」



(出典) 古谷益朗著「ハクビシン・アライグマおもしろ生態とかしい防ぎ方」(農文協)

ねぐらをつくらせない

アライグマは、ねぐらを建物の中につくることが多く、それも天井裏や壁の隙間など狭いところを好みます。アライグマはこのねぐらを行動範囲内に何カ所も複数もっており、これを転々と移りながら生活しています。くり返し被害が発生する場所には必ず近くにねぐらがあると考えていいでしょう。ねぐらはエサ場への前線基地なので、この前線基地をつぶすことができれば被害減少に大きくつながります。

効率的に数を減らす

アライグマは外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）により駆除対象の外来生物に指定されています。しかし勝手に捕獲することはできません。鳥獣保護法に基づき、農林水産業に被害を及ぼしているアライグマを捕獲するための方法（狩猟免許が必要）としては、①狩猟による捕獲 ②有害鳥獣捕獲（許可捕獲）の2とおりがあります。また、外来生物法に基づく確認（または認定）を受けた地方公共団体等が行う被害防除では、狩猟免許を持ってない人も「防除作業従事者」になることにより、外来生物（アライグマ）の捕獲を実施することができます。詳しくは、市町の鳥獣害担当、県のみどり保全課（TEL.087-832-3227）にお問い合わせください。



危険!

アライグマを見つけても、むやみに近づいたり、手を出さないようにしてください。

人畜共通感染症について

アライグマは、アライグマ回虫の幼虫移行症及び狂犬病の媒介動物でもあり、注意が必要です。アライグマ回虫症は、アライグマの糞便中の回虫卵が人の口から体内に入り、ふ化した幼虫が神経を迷走すると視覚障害を引き起こし、死に到ることさえあります。

また、原産地の北米では、アライグマは狂犬病の主要な媒介動物としても注意されています。日本においては現在、狂犬病は発生していませんが、アライグマの移入によって新たな潜在的宿主動物が加わり、狂犬病を媒介する野生動物が増加することとなり警戒が必要です。



参考文献

- 農林水産省生産局 平成20年 「野生鳥獣被害防止マニュアルーハクビシンー」
北海道空知支庁 平成12年 「アライグマ被害対策ハンドブック」
古谷益朗 「ハクビシン・アライグマ おもしろ生態とかしい防ぎ方」
野津 喬・須永重夫 「よくわかる 鳥獣被害対策のポイント」

◆ 農作物被害対策に関する相談及び問い合わせ先

農政水産部農業経営課 087-832-3411

農業試験場病害虫防除所 087-814-7317

小豆総合事務所農業改良普及課(小豆農業改良普及センター)
(所轄市町:土庄町、小豆島町) 0879-75-0145

西讃農業改良普及センター 0875-62-3075
(所轄市町:観音寺市、三豊市)

環境森林部みどり保全課 087-832-3227

東讃農業改良普及センター 0879-42-0190
(所轄市町:高松市、さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町)

中讃農業改良普及センター 0877-62-1022
(所轄市町:丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、
琴平町、多度津町、まんのう町)

または、市町農林水産主務課(有害鳥獣捕獲)、農業協同組合、農業共済組合の鳥獣害対策担当まで

発行元：香川県(農政水産部農業経営課)

発行年月：平成22年7月

【表紙・挿絵】 佐藤裕有子